

令和 2 年度新規参入・就農促進等調査業務委託仕様書  
(プロポーザル実施時点)

1. 背景

双葉町では避難指示解除後の町内での営農再開に向け、農地の除染、保全管理、試験栽培の実施、大規模農業生産法人との連携、営農再開ビジョンの策定等の取組みを進めている。

一方、震災と原発事故による長期避難の影響による営農意欲の減退と、震災前に農業を営んでいた方の高齢化が進み、避難指示解除後の町内での農地利用の在り方や担い手不足への対応が大きな課題として存在する。

他方、近年では産地の拡大・広域化や生産上のリスクヘッジ等のため、農業法人等が他地域へ参入する動きがみられ、参入先の地元農業者や営農組織の生産・販売の安定化や営農・経営規模の向上などにつながっており、また、全国的に見れば、法人化した農業経営体の増加や就農サポートの充実化等により、青年層の新規就農者は増加傾向にある。

双葉町でも農地の再利用、地元生産者の営農再開への機運醸成、新たな担い手候補の発掘のため、農業法人等の参入促進や新規就農者支援体制の構築について検討する必要がある。

2. 目的

当業務は、双葉町が置かれている状況を踏まえ、農地の再利用、地元生産者の営農再開への機運醸成、新たな担い手候補の発掘に向けて、企業への意向調査や参考となる取組の情報収集・事例調査、課題・条件整理等を行い、双葉町の今後の農地利用の在り方や担い手不足への対策検討を行い、関係機関・団体との連携のもと、双葉町での農業法人等企業の参入促進及び新規就農者支援に関する必要な制度・体制構築を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約の日から令和 3 年 2 月 26 日（金）までとする。

4. 業務内容

(1) 関係機関・団体等との検討会の開催

受注者は本業務の実施にあたって、福島県等の関係機関や JA 等の地元農業組合・団体との検討会を複数回（年 4 回以上を想定）設け、状況報告や意見交換等を行い、以下の業務の進行に反映させるとともに、関係機関・団体との連携に努めること。

## (2) 農業法人等の参入促進に係る調査

受注者は双葉町における農業法人等の参入促進に関する体制や必要な制度要件等を整理するため、以下の業務を行う。なお、ヒアリング調査等は原則現地への訪問調査とする。

(ア) 土地利用型・施設園芸を中心とした農業生産法人や業務用加工等の関連企業等から、町内での農業展開として有益な企業群を抽出し、参入要件や具体的参入意向、制度的要望等必要なヒアリング調査等を行う（15件程度想定）。なお、発注者は受注者に対して、令和元年度に実施した調査業務において作成した企業リスト等成果品を提供することとし、受注者は発注者と協議の上、具体的ヒアリング先・件数を決め、ヒアリング調査等を行うこと。

(イ) (ア)で得られた結果を整理し、双葉町で農業法人等の参入促進するための支援策の方向性を検討する。

(ウ) 参入意向のある法人等については、参入検討にあたっての課題とその対応策を具体的に検討する。なお、検討にあたっては、(1)に記載する関係機関・団体等との検討会での意見交換等を行い、実効性のある参入スキーム案を整理することに留意すること。

## (3) 新規就農者支援に係る調査

受注者は避難指示解除のタイミングや住民帰還に向けた生活インフラの整備状況等も踏まえ、双葉町で就農促進する上での課題を整理し、必要な制度要件等を整理するため、以下の業務を行う。なお、(ア)及び(イ)の具体的ヒアリング先・件数は発注者と協議の上、決定することとし、ヒアリング調査等は原則現地への訪問調査とする。

(ア) 他自治体や民間企業が実施する新規就農支援（就農希望者の母集団形成や就農サポート、法人化支援等）の既存制度や優良事例のデスクトップ調査を行う。特に参考とすべき取組み等については、制度の運用実態や効果、課題等についてヒアリング調査等を行う（5件程度想定）。

(イ) 原子力被災 12 市町村を中心に、新規就農者へのヒアリング調査等を行い、望まれる支援や制度を把握する（5件程度想定）。

(ウ) (ア)及び(イ)の結果を踏まえ、双葉町内で新規就農する上での課題及び整備すべき受け入れ体制並びに支援制度として備えるべき要件を整理する。

(4) (1)から(3)の結果をもとに双葉町での農業法人等の参入促進及び新規就農者支援に係るスキーム案、整備すべき体制・支援制度等を提言する。

## 5. 成果品

(1) 調査報告書 3部

- (2) 業務報告書 3部
- (3) 上記、調査報告書、業務報告書及び各図面等のデータを記録した電子媒体（CD-R等）1部

提出場所：福島県双葉町役場いわき事務所

提出期限：令和3年2月26日（金）

## 6. その他

- (1) 本業務に関わる責任者及び担当者は、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、農業分野における企業参入等の知識・経験、類似調査業務の経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受注者はスケジュール管理を適切に行い、無理のない調査計画に基づき実施すること。
- (3) 著作権及び所有権並びに翻案権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、受注者に帰属するものとする。
- (4) 成果品一式の著作権及び所有権並びに翻案権は、双葉町に帰属するものとする。
- (5) 原則として再委託を禁止とするが、やむを得ず再委託する必要がある、あらかじめ双葉町の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本町の責めに帰する場合を除き、受注者の責任、責任において一切を処理すること。この場合、双葉町は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (7) 本業務の遂行にあたり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないこと。
- (8) 受注者の責めに帰すべき事由により、双葉町又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (9) 本仕様書において明示なき事項は、双葉町財務規則によるものとするが、なお、疑義が生じた場合は、その都度、双葉町と協議するものとする。その他、本仕様書に記載のない細部については担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。